

令和7年2月28日

留学生住宅総合補償を利用する外国人留学生 各位

富山大学学務部国際課

民間アパートの連帯保証引受け制度の取扱い終了について

日本では、通常アパート等への契約時に、連帯保証人が必要になります。

本学においては、外国人留学生がアパート等を借りる際、自らで連帯保証人を見つけられない場合に、(公財)日本国際教育支援協会の「留学生住宅総合補償」に加入し、保険料を負担すれば、(公財)とやま国際センターが連帯保証人となる制度がありました。

しかし近年は、民間の保証会社に保証料を支払うことにより、アパートの賃貸契約が可能な状況となってきていることから、本制度の受付は2025年3月末日(申し込み完了分まで)をもって終了します。2025年4月以降に入居を開始する民間アパートの契約をする時に、連帯保証人を見つけることができない場合は、それぞれの家主、不動産仲介業者の指定する民間保証会社を利用して契約を行ってください。家主、不動産仲介業者により取り扱われる保証会社は異なります。

なお、すでに本制度により、とやま国際センターが連帯保証人となっているものについては、転居・卒業まで、とやま国際センターの連帯保証制度を継続します。

○連帯保証引受け制度と民間保証会社のサービスの比較 (目安)

	民間保証会社の概要 (2025年4月～)
保証料	1年間：概ね10,000円～20,000円程度 (保証サービス会社、物件の賃貸料等による)
補償内容	保証会社は管理会社や家主に対して次のような保証をします。 1. 月額滞納賃料 (家賃などが滞納になった場合の保証) 2. 残置物撤去・保管費用 (退去後に残された契約者の荷物処分・保管費用) 3. 訴訟費用 ※保証料を払ったからといって滞納をしたり荷物を残したまま退去してよいわけではありません。

○火災保険（一例）

	(株) 大学生協保険サービス 学生賠償責任保険（一人暮らし特約あり）
1年間の 保険料	8,500円
保障内容	<ul style="list-style-type: none">・個人賠償責任保障 （日常生活および実習中〔正課の講義・アルバイト・インターンシップ等を含む〕における賠償事故〈国内・国外〉）・借家人賠償責任保障 （被保険者の過失により、借用住宅が損壊し、貸主（大家）に対する法律上の賠償責任を負った場合を保障）・家財保障・修理費用保障・父母駆けつけ費用保障

※ 民間保証会社の補償内容には火災保険（借家人賠償責任保険を含むもの）と個人賠償責任保険は含まれませんので、必ず信用保証とは別に加入が義務付けられます。

問い合わせ先
富山大学学務部国際課留学支援担当
Email:ryugaku@adm.u-toyama.ac.jp